

日付：平成28年7月26日

新旧対照表

○千代田区立九段中等教育学校学則

新（改正後）	旧（現行）
<p>千代田区立九段中等教育学校学則 平成18年3月28日 教育委員会規則第20号 (懲戒)</p> <p>第28条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒を懲戒するものとする。</p> <p>2 懲戒は、前期課程においては退学、訓告その他、後期課程においては退学、停学、訓告その他とする。</p> <p>3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対して行うことができる。</p> <p>(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者</p> <p>(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者</p> <p>(3) 正当の理由がなく、出席が常でない者</p> <p>(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者</p> <p>4 校長は、第2項の退学又は停学（通算して1か月を超えるものに限る。）を行おうとするときは、予め学校経営評議会（千代田区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年教育委員会規則第4号）第28条第1項に基づき設置されるものをいう。）の意見を聞かなければならない。</p> <p>5 校長は、別に教育委員会が定める基準に従い、問題行動があった場合の懲戒の基準を定めるものとする。</p> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>千代田区立九段中等教育学校学則 平成18年3月28日 教育委員会規則第20号 (懲戒)</p> <p>第28条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒を懲戒するものとする。</p> <p>2 懲戒は、前期課程においては退学、訓告その他、後期課程においては退学、停学、訓告その他とする。</p> <p>3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対して行うことができる。</p> <p>(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者</p> <p>(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者</p> <p>(3) 正当の理由がなく、出席が常でない者</p> <p>(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者</p>